

調布市 よりよい住まいづくり応援制度 バリアフリー適応住宅改修補助のご案内

よりよい住まいづくり応援制度とは？

「よりよい住まいづくり応援制度」とは、調布市民の皆様の居住環境を向上させるため、安全で快適な住まいの確保を応援する制度です。

バリアフリー住宅改修補助は、この制度の一つで、高齢化等への対応を目的とした、以下の対象工事に要した費用の一部を補助します。

補助対象と内容

(1) 補助対象工事 ※実施する工事が補助対象工事か不明な場合はご相談ください。

- ① 段差の解消
- ② 廊下及び出入口の幅の確保
- ③ 利用しやすい浴槽等への交換又は改修（寸法の条件あり）
- ④ 手摺の設置
- ⑤ 家庭用エレベーターの設置（階段昇降機を含む）
- ⑥ 車いす対応のキッチンの設置
- ⑦ 和式から洋式便器への改修、車いす対応洗面所の設置
※外構工事も補助対象となる場合があります。



(2) 補助額

補助対象工事費の1/2に相当する額（限度額10万円）

※補助対象工事費には消費税を含みます。

※1,000円未満の端数は切り捨てです。

申込み資格等

(1) 補助対象住宅

市内の個人住宅及び併用住宅

（個人名義で賃貸借をしている住宅の専有部分及び集合住宅の専有部分を含む）

補助金の交付は、補助対象住宅1棟につき1回のみとなります。

(2) 補助対象者

- ① 対象住宅の所有者又は賃借人の方
- ② 納期の経過した市税を完納している
- ③ 対象住宅に6ヶ月以上居住している

(3) 補助対象工事

- ① 工事の施工業者は市内事業者に限るため、見積書、契約書、領収書の記載により、事業者が調布市内の所在であることが確認できること。
- ② 申請日現在において、補助対象工事の契約をしていないこと
※工事計画承認後に契約をしてください。
- ③ 補助対象工事において、現に調布市の他の同様の補助金等を受ける予定の無い方
- ④ 住宅ポイント等のポイント制度（国土交通省）を利用していない方
- ⑤ 申請日の年度の3月10日までに工事を完了し、かつ完了報告書等を提出できること
- ⑥ 補助対象住宅が原則、建築基準法に違反していないこと
申請時の必要書類等は裏面をご確認ください。

必要な書類等

(1) 計画承認申請

工事契約前に工事計画承認申請が必要です。下記の書類を住宅課に提出してください。

承認までに申請から1週間ほどかかります。

承認決定日以降に契約してください。承認前の契約は補助対象外となります。

① 工事計画承認申請書（第1号様式） ※自署の場合、押印は省略できます。
② 申請手続について、建物及び土地所有者の承諾書 ※共有の場合において所有者全員分必要
③ 建物の所有者が分かる書類（以下のうちいずれか1つ） ・固定資産課税明細書 ・登記事項証明書 ・確認済証または検査済証の写し ※建築主名が建物の所有者かつ居住者の場合に限る ・評価証明書（登記用を除く。資産税課で発行） ・売買契約書の写し
④ 現に市税を滞納していない者であることの証明書（納税課で発行）※所有者全員分必要
⑤ 住民票（市民課で発行）
⑥ 工事見積書
⑦ 工事計画図 ※浴室改修工事については改修前後の段差等の寸法が記載された書類（浴室改修工事計画図）が必要です。
⑧ 工事前の改修箇所の写真 ※段差解消工事等の場合、高さ等が分かるような写真

申請者が補助対象住宅の賃借人の場合、上記②③の代わりに以下の書類が必要となります。

⑨ バリアフリー適応住宅改修承諾書（第2号様式）

⑩ 賃貸借契約書

(2) 完了報告兼補助金交付申請

工事完了後、下記の書類を速やかに提出してください。

なお、工事計画承認申請時の工事内容に変更があった場合、変更申請が必要となる場合があります。事前に住宅課までご連絡ください。

① 工事完了報告書兼補助金交付申請書（第8号様式）
② 工事契約書の写し
③ 領収書の写し
④ 工事完了後の写真（工事前の改修箇所等の写真と比較できるもの） ※写真等を確認し、現地確認を実施する場合があります。

補助金の支払いについて

完了報告書兼補助金交付申請書の提出後、一週間前後で交付決定通知と請求書を送付いたします。請求書に振込先等を記入し提出してください。請求書受領後から30日以内に請求書に記入してある口座に振り込みます。

問合せ先

都市整備部住宅課住宅支援係（調布市役所7階）
〒182-8511 調布市小島町2丁目35番地1
電話：042-481-7545 FAX：042-481-6800
メール：jyutaku@w2.city.chofu.tokyo.jp